

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13868

研究課題名（和文）首長・教育委員会関係の類型とその政策効果：委任理論に基づく実証分析

研究課題名（英文）The Typology of the Relationship Between the Mayor and the Board of Education and its Policy Effects

研究代表者

本田 哲也（HONDA, Tetsuya）

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：40800016

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では委任理論により首長・教育委員会の関係を理論的に検討し、新教育委員会制度により首長に付与された政策手段のうち、とりわけ総合教育会議の運用実態の解明を行った。総合教育会議は首長と教育委員会の熟議の場になる可能性があるが、都道府県の開催状況に関する収集データからは、開催回数が減少傾向にあることが判明した。また他のデータセットを利用した計量分析からは、新教育委員会制度の運用実態を規定する要因として、首長を取り巻く政治的要因だけでなく自治体規模も説明力を有していることが示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義としては、第1に制度改革後の新制度の運用実態について横断的かつ縦断的に比較可能なデータを整備し、公開したことで、さらなる実証研究の基礎を築くことができた。第2に、制度改革過程から関心を惹起した新制度の運用実態に関する規定要因について、政治的要因だけでなく自治体規模のような自治体固有の要因も影響を与えることについて示唆が得られた。

社会的意義としては、制度改革実施後の実態を補足したことに加えて、次なる制度改革案を構想する際の参照点となるデータを収集し、それを広く公開できたことである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to explain the relationship between the mayor and the board of education theoretically, using delegation theory, and to clarify the actual state of control by the mayor.

As a result of the analysis, the number of general councils for education held in the prefectures has been on a downward trend.

Furthermore, analysis using other datasets suggests that not only the political factors surrounding the mayor, but also the population size of the municipality have explanatory power.

研究分野：教育政治

キーワード：首長 教育委員会 委任 統制 総合教育会議 教育長

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

現行の教育委員会制度において、教育長や教育委員は首長が議会の同意を得て、任命する。このことは、首長と教育長、教育委員との間に、本人・代理人関係が成立することを意味している。そのため理論的検討として、首長と教育委員会の関係を委任理論によりあらためて整理することが必要であると考えた。その際、委任理論をそのまま適用することが可能であるのか、教育行政の特殊性について理論として考慮する必要があるのかについても指摘されてきた。加えて、教育長や教育委員は議会の同意人事であるため、議会の影響力を考慮した首長と教育委員会の委任関係をモデル化することが必要ではないかと考えられた。

次に実証的な検討として、教育委員会制度改革により首長に付与された政策手段の行使の実態に関するデータを収集、分析を通じて、首長と教育委員会の間の委任と統制の実態を把握することを目指した。首長は教育委員会に対して、教育長の任用、総合教育会議の開催、大綱の策定という3つの政策手段を行使することが可能となった。理論的検討の結果、首長と教育委員会の委任関係のモデル化が可能だとして、首長は実際にこれら政策手段をどの程度行使するのだろうか。制度改革過程でも終盤で具体化された総合教育会議と大綱は、改革後の地方教育行政にどのような影響を及ぼすのかについて十分な見通しを持っていたとはいえない。そのため、これら政策手段の行使の実態について、データに基づいて明らかにすることが必要不可欠であった。

### 2. 研究の目的

本研究では、委任理論に基づき、首長と教育委員会の関係を理論的に説明し、経験的なデータに基づき、両者の間に生ずる委任関係について実証的に解明することを目的とする。とりわけ、教育委員会制度改革によって首長に付与された政策手段の行使の実態把握を通じて、首長から教育委員会への委任と統制の態様を明らかにする。

### 3. 研究の方法

本研究は理論的研究と実証的研究の2つの柱からなる。第1に理論的研究については、委任理論に関する論文や研究書を渉猟し、理論による説明が可能か、モデル化にあたり注意を要することについて検討を行った。

第2に実証的研究については、過去に実施された質問紙調査を利用した計量分析、公開データの収集と分析という2つの方法を採用した。とりわけ、公開データの収集に関して、総合教育会議や大綱は都道府県レベルでは公表が進んでいると考えられた。これは大部分では当てはまったが、収集過程において、HPの更新により平成年間に関するデータにアクセスができないことや、総合教育会議の庶務の担当部局の変更や担当者の異動により、一度掲出を終えた情報を外部に提供することの可否について部局内での確認が必要であった。そのため、総合教育会議を所掌する職員の方々の協力を得てこの作業を完遂することができた。

### 4. 研究成果

研究成果は、以下の3点に集約される。

第1に委任理論および合理的選択理論により地方教育行政の全体像を描いた。地方政治研究を参照しアクターの利益に関する検討を行った結果、首長が全体利益、議会が個別利益、教育委員会が専門性の利益を志向し、教育政策過程とはこれらアクターがそれぞれ異なる利益を追求する政策過程であることを確認した。そして総合教育会議が異なる利益を追求するアクター間での熟議の場となりうるのかについても検討した。

次に委任体系に関する議論を参照し、議会の影響力を考慮した首長・教育委員会間関係を図式化した。そして、政官関係に関する理論研究を参照し、政治家による官僚への委任理由を踏まえ、教育政策過程における首長から教育委員会への委任理由について検討した。

これらの理論的検討を踏まえ、教育委員会制度の概要や政治との関係について概説した研究成果を入江容子・京俊介編(2020)『地方自治入門』ミネルヴァ書房の1章において、公表した。また首長・教育委員会間での熟議の成立可能性に関する小論を『日本教育行政学会年報』46巻において、教育委員会制度改革後の地方教育行政の全体像を描く小論を日本教育行政学会研究推進委員会企画、横井敏郎・滝沢潤・佐藤智子編(2021)『公教育制度の変容と教育行政』福村出版の1章において、公表した。

そして、政官関係の理論的検討から派生して官僚の政策実施に関する選好解明を行った。本人

としての政治家から代理人としての官僚への委任理由に関する分析はこれまでも研究蓄積がある。その一方で、次の研究課題として、委任された官僚は様々な政策実施手段の中から何を選択するのかを明らかにする必要がある。政策実施に関する官僚の選好解明は未解明の部分が多いことから、このことにも取り組んだ。この成果は、北村亘編(2022)『現代官僚制の解剖』有斐閣の1章として公表した。

第2に理論的検討を踏まえた質問紙調査の分析である。教育委員会制度の運用実態に関する質問紙調査では、制度改革過程において論争の生じた「政治家の影響力」という観点からの分析を行ってきた。今回の再分析では「自治体規模」という観点から運用実態を再検討した。統計分析の結果、政治家の影響力について説明力はあるものの、自治体規模がより大きな説明力を持つことが分かった。

この成果は、『金沢法学』65巻2号において公表した。

第3に今後の実証的研究の基盤構築のためのデータ収集と分析、およびその公開である。

都道府県レベルについて平成27年度から令和4年度までの総合教育会議の開催回数、総合教育会議の協議議題のデータを収集した。都道府県レベルは過去に実施された質問紙調査でもその動向が十分に明らかにされていないことから、優先的にデータを収集した。

収集した総合教育会議に関するデータの分析によりいくつかの特徴が明らかになってきた。まず、平成27年度当初より既に指摘してきたことであるが、開催回数に関して類型化を行うことが可能であり、データの収集期間を通じてその類型に大きな変化は見られない。次に、開催回数の多寡については、コロナ禍の影響もあり、減少傾向にあることがいえる。開催回数に影響を与える要因については、仮説を得ているが、これら仮説により、どの程度説明が可能かについては、定量的な分析だけではなく、定性的にも検証する必要がある、このことは今後の研究課題としたい。

この成果は、『教育制度学研究』30号において公表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 本田哲也	4. 巻 30
2. 論文標題 都道府県の総合教育会議の現状分析	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 教育制度学研究	6. 最初と最後の頁 40-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 本田哲也	4. 巻 65
2. 論文標題 委任と統制から見た教育委員会制度	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 金沢法学 = Kanazawa law review	6. 最初と最後の頁 143-170
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24517/00068974	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 本田哲也	4. 巻 46
2. 論文標題 総合教育会議における熟議の可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本教育行政学会年報	6. 最初と最後の頁 164-167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24491/jeas.46.0_164	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 北村亘編（分担執筆：本田哲也）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 242
3. 書名 現代官僚制の解剖	

1. 著者名 日本教育行政学会研究推進委員会企画、横井敏郎・滝沢潤・佐藤智子編（分担執筆：本田哲也）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 福村出版	5. 総ページ数 232
3. 書名 公教育制度の変容と教育行政	

1. 著者名 入江容子・京俊介編（分担執筆：本田哲也）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 408
3. 書名 地方自治入門	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------